新関西国際空港株式会社

低見積価格調査に係る基準

（調査基準価格の設定基準）

調査基準価格の設定基準は次の各号のとおりとする。

（１）工事の契約にあっては、契約制限価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が契約制限価格に１０分の７．５を乗じて得た額以上の場合にあっては１０分の７．５を乗じて得た額とし、契約制限価格に３分の２を乗じて得た額未満の場合にあっては３分の２を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額

ウ 現場管理費相当額に５分の１を乗じて得た額

（２）前号の規定にかかわらず、契約の履行を確保するために特に必要がある場合には、調査基準価格の設定基準は、３分の２から１０分の７．５の範囲内の妥当な割合を契約制限価格に乗じて得た額とすることができる。

以上